

ホッブズと英国国教会

『レヴァイアサン』研究その2

萩 間 寅 男

要 旨

本稿は、『レヴァイアサン』に示されるホッブズの英国国教会についての見方を整理して把握するために、英国国教会が歴史的・政治的に形成された経緯を考慮しつつ、その特質を説明することを目的とする。

歴史的・政治的に形成された英国国教会は、神学的信条の基礎づけを明示することをなしえなかった。他方、歴史的・政治的に形成された信者を有し、かかる信者を教会に参加させることを確保することを特質とするに至る。王政復古以前の英国国教会は、人々の集会であることを特質とする。ホッブズの見る英国国教会は、まさに人々が参加する教会であった。

『レヴァイアサン』におけるホッブズの教会批判の意義についての説明を続けるが、本稿においては、ホッブズと英国国教会の関係について歴史的に整理することを試みる。

(一) 1651年に出版された『レヴァイアサン』(英語版、以下LEと略す)は、多大の反響をおこした。しかし、それが意に染まぬ反応であったことは、ホッブズは1668年に同書のラテン語版(以下、LLと略す)を出版する際、かなりの長さの付録をつけ、さらに多数の加筆を行い、言葉の不足を補うことにつとめたことから窺われる。

振り返って見ると、ホッブズ自身、LE冒頭の「フランシス・ゴドルフィン宛の献辞」において、「一方に余りに大きな自由を、他方に余りに多くの権威を主張する」論争相手の間を「傷つかずに通過するのは困難」であり、「聖書のうちのある章句」は「通常他の人々によってなされるのとは、ちがった目的のために、引用されている」ゆえに、その者たちを「おそらくもっとも怒らせる」(LE; 1—2)であろうと記すように、ある人々の憤慨は予測していた。

しかし、ホッブズは国王の立場を擁護するのに大いに資する著作とLEを位置づけ、出版されるやいなや、意気揚々と犢革製の特製本を誂え国王に献呈したのである。しかし、国王またはその周辺の者が、それに不快を覚え、むしろ宮廷への出入りを禁じたことから、次の処分を恐れ、帰国したと言われる(4; 184)。

LEのいずれの箇所が、国王またはその周辺の者の逆鱗に触れたのかは、判然としない。ホッブズの認めるように、かれの聖書解釈ないし宗教観に異論を唱える者がいたことは確かである。例えば、王政復古後アルマ大主教になるブラムホールは同じくパリに逃亡中であつたが、ホッブズに対して、両者が論争を公開にしないことを約して議論していた。LLにおいて、追加・補筆された部分は、基

本的に後半第3部・第4部の宗教に関わる論議であり、ブラムホルの異論は当然に予期していたはずである。

他方、ホッブズが意識していない、その言動に異なる意見をもつ人々の神経を逆なでするものがあったことも、十分にありうることである。ホッブズを、皇太子の家庭教師に迎える決定をしたのは、王妃ヘンリエッタ・マリアである。それは、信頼するニューカッスルの推薦による。ニューカッスルはかつて家庭教師であった。ニューカッスルは、キャベンディッシュ家の別流であり、早くからホッブズを知っていた。学問が好きであったので、1634年には、大陸に赴くホッブズに、ガリレオの著作の入手や光学器械の手配を依頼し、以後も光学論議を交わしていた（C R. i, 10. 16）（15；294）。内乱初期に、王妃の意をくみ、ルパート王子と共にヨークを拠点に王党派軍を率い、孤立無援の戦いをしていたが、敗れ、パリに至ったところであった。それでも、亡命宮廷の一部には、LE以前に、例えば1642年の『市民論』（以下、DCVと略す）において、ローマ教皇・教会に対する手厳しい批判を展開したホッブズに対して、許し難い思いがあったことは確実である。むしろ、貧窮し、強欲で、党派的で気が立っている亡命宮廷において、ホッブズが人間関係にきわめて無神経であったことが、驚きである。

不用心なホッブズに対して、当時それとなく、注意を促したと称する人物もいた。先にふれたホッブズの帰国の経緯を語った、亡命宮廷の要人の一人であり、王政復古の立役者である、エドワード・ハイド（後のクラレンドン伯）である。クラレンドンは、ホッブズと古い知己であり、またかつてはフォークランドの主宰したグレート・チュの神学研究会の熱心な参加者であり、宗教論議に精通していた。クラレンドンは国王と共和国政府の不可能と思われた合意を取り付け、王政復古を実現したが、1667年に各方面から裏切られて、フランスに逃亡を余儀なくされた。クラレンドンの証言は、その失意のうちに、まとめられたものである。また娘のアン・ハイドが王弟ヨーク公（後のジェームズ二世）と秘密に結婚した緊迫した情勢の下にあるときであり、さらに、国王は従来の慎重さを捨てローマ教会への親近感を表し、国教会は反動を強め、議会は政権掌握の野心を抱く扇動家に牛耳られ、加えてペストやロンドンの大火、またオランダの攻撃等の責任を問われ、まさに八方塞がりの経験の後（7；71）に叙述されたのであるから、全く私情を混じえず公平中立的立場で書かれているとは言えない。むしろ、クラレンドンは自分がホッブズ追放の台本を書いたと当時記している（15；326）

クラレンドンは弁明する（4；184）。ホッブズは彼クラレンドンに、出版準備中の著作の刷りを見せ、帰国の考えをもらした。さらに、ホッブズはまとまった著作の一部を見せ、意見を求めたので、クラレンドンはその内容の危険さから、出版を思い止めさせようとした。しかし、ホッブズは聞かず、ロンドンで出版されるや、特製本を仕立て、王に献上し、その不興を買った。数日後に、パリから立ち去った。クラレンドンは言う。人々がホッブズの政治論を非難し嫌悪するのは当然で、その宗教に、信仰心はなく、善いキリスト者でないということは避られない。ホッブズは、「キリスト教の教えを考え、掟に従うのに放縦すぎる人々に、破壊的な教条を吹き込む」のである（4；185）。

要するに、最晩年のクラレンドンは、ホッブズは一貫して無節操な破壊思想を撒き散らしてきたと

攻撃する。

ところで、当時ホッブズは、このような周囲の者の彼に対する見方、さらにそれを生み出した政治情勢の展開を意識していたであろうか。国王派の要人キャベンディッシュ家に数代数十年つかえてきたことから、彼が周囲の状況や国内の政治情勢を知悉していた可能性は否定できない。しかし、現実には、1625年のチャールズ一世の即位後、ホッブズは外国暮らしが長く、また帰国時も、著作に没頭しており、彼が国内の政治情勢をよく理解していた可能性はきわめて少ない。そもそも当時の国内情勢について統一の見解はない。ホッブズが、政治理論に坎する考察を始めたのが、1634年からの大旅行のいつかで、メルセンヌら仏哲学者との交通の合間であって時間の余裕に恵まれていたとしても、当事者にも呑め込めないほど目まぐるしく変わる状況の把握は不可能である。動機はともかく、1640年11月中旬に英国を脱出したが、それは「長期」議会が開会され、国王の数少ない味方であったストラッフォードが反逆罪で弾劾された数日後であり、その後一月もたたない間に、主教制の「根こそぎ」廃止請願が提出され、さらにロード大主教も弾劾されるという、まさに驚天動地の事態のさなかであった。

すなわち、ホッブズはあつかう問題を取り囲む情勢に疎いままに、多くの人が手をつけることをためらう危険な主題を取り上げていたと、考えるのは決して不合理ではない。

(二) LEは、DCVの第2版が刊行された1647年よりすこしまえに着手されたとされる。LLが出版されたのは、1668年であるから、時期はすこしずれるが、革命とほぼ等しい前後約20年の思索が込められているとみることは可能である。たとえ、仮にほぼ重なる時期の社会情勢に疎かったとしても、それ以前の時代の常識にしたがって、後の時代を見つめていたことは大いに有り得ることである。実際、ホッブズは1588年生まれであり、一世代後の1609年また10年生まれのクラレンドンやフォークランド、1630年生まれのチャールズ二世とは、ものの見方・受け取り方が大きく掛け離れていて不思議でない。

革命期間そしてその後の緊迫した党派的で言論に対する抑圧的な情勢の経験から、一般に革命以前の時代も同じような精神的雰囲気があったと思う傾向があるが、多くの事例はそれと反対のことを示唆する。革命の初期に高等宗務院と星室庁裁判所は廃止された。しかし、実際には、それらが存在した時代に、主義主張にこだわらない、活発な意見の交流があったことを示唆する(1;86)。エリザベス女王の晩年に、フーカとトラヴァースの大論争が行われたように、国教会体制そのものの転覆を図るものでないかぎり、神学論議は盛んであった。女王は、聖書釈義集会のような公然の分派行動は取り締まったが、全体としては、ローマ教会に対する取り締まりとは異なっていた(17;212)。次のジェームズ一世も、国教会に対し他派と協調的であることを旨とする指示を出す一方で、極端なカルヴィン派に対する弾圧を控えた(9;192)。このような寛容な気分が失われる契機は、チャールズ一世により登用されたロードが、スコットランドに共通祈祷書を導入しようとしたことにより生じた対立であるが、この対立に直接関与しない英国国教会には危機感が乏しかった。

さらに、革命以前の長閑な雰囲気がなお残っていたことを窺わせる事例を幾つかあげることができる。確かにクラレンドンは、既に触れたようにホッブズの予測し難い言動に手をやき、警戒心をもっていたと考えられるが、義理固くホッブズにL Eの献辞の相手であるゴドルフィンの子からの遺贈を伝えL E出版に資した当人である（4；183）。

また、クラレンドンが熱心に参加したフォークランドのグレート・チュの神学研究会は、決して党派的な会合ではなく、いわば百家争鳴の場であった。王政復古後の高教会派を先行するロードに同調するハモンド、シェルドンに対し、寛容なヘイルズやチリングワースがおり、クラレンドンやフォークランドはロードに批判的であった（16；247）。そして、この自由闊達な空気はここだけに止まらず、ハモンドの学識にピューリタンのバクスタやカルヴィニストのアッシャが、出版を促したと言われる（2；87）。なぜこのような活発な意見の交流がおきたかといえ、それはもともと教義が判然としない国教会であって、その差異はカルヴィン派の教義の受容の程度の差でしかないからである。

王政復古そのものが、クラレンドンが国王、国教会、共和国の三者に「信仰の自由」を得心させたことに他ならない。したがって、端的に言えば、後代の印象と異なり、17世紀の英国国教会には、ただ活発な論争があったのであり、分裂はほとんどなかったと言えよう。

そして、この自由闊達な空気は、革命の緊迫した時代にも、決して絶えるものでなかった。出版が遅れていたフーカの『教会政治理論』の第6編から第8編を刊行したのは、ダブリンのトリニティ・コレジに神学教授として勤めていたアッシャ（8；III, xxv）であった。フーカは攻撃された陣営から高い評価をうける「逆説の人」（14；103）であり、バクスタからも絶賛された。しかし、エリザベス最晩年に、ローマ、ジュネーヴ両教会に手厳しい攻撃を加えただけでなく、国王・国教会にも、歯に衣させぬ批判を自著に盛りこんだことが、フーカの著書の出版の遅れの理由の大きな部分を占めるといわれるのであれば、ホッブズがL Eの出版に身の危険を感じるのと同じ程度に、フーカの『教会政治理論』の出版は危険をともなつたと考えられるからである。

（三）

L E出版後約20年間、ホッブズの思索はさまざまな方面に向けられたが、1668年に『ビヒモス』と題した内乱の歴史の出版許可が得られず、また同時にL Eの再版も禁止される。結局、L Eは、ラテン語版L Lとして、同年アムステルダムにおいて出版される。

ホッブズがかなり以前から、L Lを準備していたことは確実である。そもそも初めラテン語で書かれた原稿が、L Eとして出版され、それに対する反響を考慮した補筆がなされ、したがって、L Lには、L E以前の構想がかいま見られるとされる（L A；323-4）。

しかし、L Lを用意するにあたって、ホッブズが付録として3章構成で追加したニケア信経を中心とした考察を重要と考えたことは、明らかである。L E本体の最後におかれた「総括と結論」が削除され、他方L E出版後に、本体にくわえられた補筆は、主に第3部・第4部に見られ、それらの多くは付録に関連している。

第3部は「キリスト教のコモンウェルスについて」、第4部は「暗黒の王国」とそれぞれ題され、キリスト教の歴史・伝統や聖書の起源・内容を振り返り、その立場・意味を検討するものである。第33章からの聖書の内容の細かい分析、第42章の教会権力の周到な検討は、当時の聖書文献学の水準等を考慮するならば、決して今日的にも不満を漏らすことのできないものであるが、しかし、ホップズはそれらの考察・説明がまだ不十分であると感じ、踏み込んでニケア信経に焦点をあわせた考究を展開するにいたったのである。

では、なぜホップズは、ニケア信経に考究の焦点をあわせるべきであると考えたのであろうか。

ニケア信経は英国国教会（以下、国教会と略す）の礼拝において、特別の位置を占める。雑な言い方をすれば、国教会における公けの祈りにおいて、唯一古伝承の裏付けをもつ言葉であるからである。国教会の聖餐式において、ニケア信経はただ唱和されるだけである。しかし、洗礼と聖餐式のただ二つに限定された国教会の sacrament において、一生に一度である洗礼に対して、日常的に可能なかぎり多く有り得る聖餐式において、必ず唱えられるニケア信経の教化にもつ力は甚大であることは明白である。事実、エリザベス期の後半から内乱初期の約80年間に、出版された教義理解のための問答書、いわゆるカテキズムは300種を超えといわれる。それらの筆者はアンドリューズやアッシュも含むが、大半は無名の教会牧師であり、無名の牧師の大半は、大学卒業生であった。さらに、内容的には、地元の新発意のために、『ABCと問答』また『入門と問答』と読み書きの教本をかねて編まれているものが多く、問答と聖餐への参列の結び付きを重視して説明する（6；399, 409-10）。『一般祈祷書』は、信経についての「教理的説明も、またこれ以外の教義を全く含めない」のであり、信経をただ唱和するだけであるが、信経は「イエス・キリストにおける神の啓示についての伝統的な教会の視点を指示しているが、無限の神学的可能性を含む」（15；34）とされる。

ニケア信経に代表されるニケア公会議からの最初の4の公会議は、国教会にとって、特別の意義をもつものである。最初の4の公会議において、イエス・キリストの神性および父と子と聖霊の三位一体の教理が明示されたわけであるが、国教会としては、ここに初めて聖書及び教会についての説明の根拠を見いだしたことになる。

しかしながら、繰り返し言われるように、国教会は、歴史的・政治的理由から生じてきたのであり、神学的信条的理由から生まれたものではない。ヘンリ八世が国王至上令によって、英国の教会の管轄権をもつ、教会の首長になることによって、成立したものであった。ヘンリ八世の国教会設立の発令のときに、教会として確固とした信条・神学を有していたのではない。その後数十年して、『一般祈祷書』に基づく「信仰生活上の統一」（15；33）が求められるが、信者の信条・神学について、教会としてなにかの統一を求めるものはなかった。国教会の信者は、『一般祈祷書』の使用だけを義務づけられていた。

ニケア信経に代表される最初の4の公会議に、国教会の信条の根拠を見いだす見地は一体いつ頃に成立したのであろうか。確かに、国教会の神学的立場は、「エリザベスの45年にわたる治世の間に徐々に形成され、フーカにより大成された」（17；223）という見方もあるが、それはあまりに早い時

期に国教会の確立を求め過ぎているというべきである。むしろ、チャドウィクの言うとうり、「フーカやフィールドより前の世代は、伝統・教父・公会議についてまとまった見解をもっていなかった」（4；101）のであった。そして、エリザベス女王の最晩年にフーカやフィールドにより「中道」の教会、「聖書・伝承・理性」の三本の紐のより合わさった教会（2；63）という見地は、示されるが、実際にそれが世に広まったのは、後にふれるがかなり遅れたと見るべきである。これらの見地は、説教の名手として著名な、アンドリュースや後のテラによって広められたのであり、特に欽定訳聖書の編集責任者として学識を謳われたアンドリュースの説教の言葉は多くの人々の心をうったと思われる。なお、フーカの大著の後半部を出版したアッシャは、なにかの経路でアンドリュースが所蔵していたフーカの手稿を入手したと言われ、生前フーカと親しかったアンドリュースがフーカの未刊行の手稿に目を通していたことは確実である。

しかし、フーカの言説をその没後、説教の名手であったアンドリュースが喧伝したとしても、アンドリュース自身話しかけ、そして、聴衆が聞こうとしたとしたことが、「中道」の教会という教会の在り方についての抽象的な話題であったとは言えない。エリザベスの晩年より盛んになっていた主教制そして、不可視教会という、カルヴィン派の示す論点についての解決が緊急であった。フーカの伝承の尊重、そして、 sacrament はキリストの体と血を善意に受ける者すべてに与えるという認識は、歴史的で包括的であると同時に規範的な教会像を、すなわち、カルヴィン派と論を構えることのない教会像を示し、人々の賛同をうけたと思われる（5；122-3, 9；186）。

すなわち、歴史的・政治的理由から突然に生じた国教会にとって、差し当たり、なににもまして必要なことは、なぜ一つの教会として、あるのか、あらねばならないのかという説明を与える原理を提示することであり、「一つの主、一つの信仰、一つの洗礼」（8；3.1.3-4）というフーカの説明はまさに探し求めていたものであった。

けれども、このことは、人々の注意を国教会が掲げるべき神学的・信条的理由の追求からそらしたことを意味する。

（四）

国教会において、既にみたように、フーカやフィールドの世代から伝統・教父・公会議などを整理して捕らえようとするようになった。その後、この話題に触れたのは、アンドルーズ、ロード、テラである。しかし、さまざまな事情により、立ち入った取り扱いはできなかった。

アンドルーズはフーカやフィールドと同世代であるが、両者より長寿であったアンドルーズは、欽定訳聖書の編集に参与し、両者よりも広い視野をもって、主題に取り組むことができた。しかし、アンドルーズが、主教制について論じたのは1617年のことである。その年ドルトの会議における、政治的・宗教的緊張が波及するのを恐れたジェームズ一世は、国内において、公然の神学論議を控えるよう指導した（9；192）。

ロードは、主教制をスコットランドに導入しようとして、長老制をとるスコットランド国教会から厳しい反発を受け、内乱の大きな要因を作ったわけであるが、後に高教会と称される伝統に対して、

余りに形式的で厳格な態度は各方面における敵対を引き起こした（1；79-81）。

そして、テラは、説教者として名声を博したが、内乱の時代に生き、続く王政復古の時代も冷静な神学研究に適した時でなかった（1；122-3）。

したがって、常に英国に思想や信条は、明確なかたちで導入され確立されないように、国教会が、ニケア公会議からの最初の4の公会議を認め、「決定的であるが、絶対的ではない」としつつ、聖書を補う伝承および理性という「三本の紐」の重要な構成部分とし、認識するのは、17世紀の終わりに近い時期である。ソールズベリ主教であったバーネットは、

「4公会議を受け入れるのは、それらの決定が、聖書にしたがってなされたこと、聖書から確信するからである……

これらの公会議を教理ゆえに尊敬するが、公会議の権威ゆえに尊敬するのではない」（10；192）

と言う。聖書も伝承も限定的にしか信頼できないということが確信されるにも、かなり長い時間を要したことは思い出されなければならない。ルター以来の聖書中心主義にもかかわらず、聖書の正確な理解が進まなかったことは先に見た（拙稿『ホップズの神学批判』2002年）。フーカも、「表徴はそれが表現するものに相似する」（8；5.6.1）として、本来的なものと無関係なものや付帯物と区別すべきことを繰り返して述べた。換言すれば、正確な意味理解の方法また厳密な正文批評はなかなか定着しなかったことを物語る。

しかし、視点を変えるならば、国教会が「無限の神学的解釈の可能性を含む」礼拝の形式をあえてとりいれたにもかかわらず、100年以上神学的信条の理解が掘り下げられなかったことは極めて、奇異と言わざるを得ない。

（五）

国教会の典礼は、基本的に『一般祈祷書』の使用が義務づけられていることにある。聖餐式において、ニケア信経を唱和し、キリストの体と血とを分かちもつという外的な行為を示すことである。別の見方は、国教会の礼拝の特色は、会衆（一般信者）の積極的参加にあるといわれる（5；225）。参加が可能なのは、聖職者だけでなく、会衆も祈祷書を手にし、聖卓を囲み、唱和するからである。フーカが揶揄したように（8；5.27.1）、他の新教派では、「長い眠気を誘う」説教の後に、会衆は「アーメン」と唱えるだけであるのと、大きく異なる。祈祷書を用い、祈りまた sacrament に会衆が積極的に参加することで、「礼拝的対話」が行われていたとされる。

逆の観点から見ると、国教会では、常に「沈黙」しない参列者を想定して、行事を進行させなければならない。司祭は説教なりになんらかの批評が与えられることを想定しておかなければならない。

だが、どうしてこのような積極的な会衆が形成されたのであろうか。国教会が、歴史的・政治的理由

により生まれたのであれば、このような会衆も歴史的・政治的な理由から生じたと考えざるべきであろう。一つ考えられるのは、ほぼ同時期に出現する政治・文化の新しい担い手である。

絶対王政といいながら、チューダ朝の英国政治は基本的に地方のいわゆるジェントリに委ねられている。ジェントリ層出身の地方の政治家の多くがそれぞれの地方において政治にかかわるが、それは本来無給であり、地元で恒産をもつ、名望家である。エリザベス治世の一つの特色に、このような地方のジェントリ層の子弟が、大学また法学院に学び、帰郷し、地元の役職に就いたことがあげられる（12；13）。その結果、地方の指導者層の教養が著しく向上したこと、また社会・文化を含むあらゆる面における地方ごとの格差が減少したと言われる。それにとどまらず、エリザベス期から内乱初期は、大学ブーム期であり、宗教革命期に問題となった教育ある聖職者の不足は解消された。他方、教職その他の新しい大学卒業生の就職機会が増え、それを目指すより恵まれない階層の大学進学が増加し、隠れた才能の発見、社会全体の教養、文化の向上が実現したと言われる（12；18-22）。これこそが、政治に携わりつつ、宗教にも深い関心をもつクラレンドンやフォークランドのような、もともとジェントリ出身の政治家が出現する素地である。彼らは「エリザベスの解決」の申し子であり、政治家として、信仰・言論の自由を断固擁護しようとしたのである。大陸における神学論議がほとんど専門家の間に限られているのに対し、英国における宗教論議が、常に多様な職業経験をもつ一般人の間でなされた所以である。

このような素地は、大きくは、王政復古後に、国教会の保守派が復古の条件であった信仰の自由を保証するブレダ条約を無視し、1662年礼拝統一法によって、非国教徒の聖職者にすべての信仰箇条に誓約を求めるまで、ある程度確保されていたと考えられる。聖書・伝承・理性のいずれもが不完全であり、その不完全なことを承知して、国王も教会もあり、それらも不完全で限定されたものであるという認識は、王政復古後の、大混乱を目撃しなければ得心がいくものではなかったといえなくもない。なおさらに、名誉革命を経験し国王、教会の権威の失墜をみなければ、定着しないものであったとも言えよう。

ローマ教会、ジュネーヴ教会、そして英国教会と、それぞれの仕方で、信仰の自由を損ない、理性の自由を傷つけている。そのような教会権力の濫用こそが、ホッブズを異教徒の皇帝の下においても、信仰も理性も損なわれなかった由縁を探究することに向かわせたおおきな動機ではなかろうか。ニケア信経の解明は、ホッブズにとって、きわめて緊急な課題であった。

引用文献

（基本的に、本文中括弧内の数字は下記文献番号とその頁数を表す。ホッブズからの引用は下記の該当頁を示す。邦訳のあるものはそれに従うが、一部筆者の判断で訂正した。責任は筆者にある。）

LE (1994) *Leviathan*, with selected variants from the Latin edition of 1668. ed. with an introduction, E. Curley (Indianapolis)

LL (1999) *Leviathan*, Opera Philosophica, vol.III. (Bristol)

- LA (1991) 1668 Appendix to *Leviathan*. tr. an introduction', *Interpretation*, vol.18, 323-413.
 『レヴァイアサン』 水田洋訳 (岩波文庫, 1982-85)
- DCV (1984) *De Cive*. the English Version. ed. H.Warrender (Oxford)
- CR (1994) *The Correspondence of Thomas Hobbes*. ed. N. Malcolm, 2 vols. (Oxford)
1. Avis, P. (1989) *Anglicanism and the Christian Church* (Minneapolis)
 2. Bramhall, J. (1658) *The Catching of Leviathan*. ed. G.A.J.Rogers (Bristol,1995)
 3. Chadwick, H. (1988) 'Tradition, Fathers, and Councils', in S.Sykes and J.Booty eds. 88-104.
 4. Clarendon, E. Hyde Earl of (1676) *A Survey of Mr. Hobbes*. ed. G.A.J. Rogers (Bristol,1995)
 5. Davies, H. (1970) *Worship and Theology in England: I. From Cranmer to Hooker, 1534-1603*. (Grand Rapids)
 6. Green, I. (1986) 'For Children in Yeeres and Children in Understanding: The Emergence of the English Catechism', *Journal of Ecclesiastical History*, 37 (3) 397-428.
 7. 浜林 正夫 (1981) 『名誉革命史』 上, (未来社)
 8. Hooker, R. (1594-1662) *Of the Laws of Ecclesiastical Polity*. The Folger Library Edition (Cambridge, Mass.:1977-81)
 (引用は篇・章・節を示す)
 9. Lake, P. (1987) 'Calvinism and the English Church', in M.Todd ed. *Reformation to Revolution* (London, 1995), 179-207.
 10. Shriver, F.H. (1988) 'Councils, Conferences and Synods', in S.Sykes and J.Booty eds. 188-199.
 11. Skyrme, T. (1994) *History of the Justices of the Peace* (Chichester)
 12. Stone, L. (1974) 'The Size and Composition of the Oxford Student Body 1580-1909' in L.Stone ed. *The University in Society* vol.I,3-110.
 13. Sykes, S. and Booty, J. (eds.) (1988) *The Study of Anglicanism* (London)
 14. Trevor-Roper, H. (1985) *Renaissance Studies* (Chicago)
 15. Tuck, R. (1993) *Philosophy and Government 1572-1651* (Cambridge)
 16. 塚田 理 (1980) 「アングリカニズムの特徴」 塚田 理編『イギリスの宗教』 (聖公会出版)
 17. 八代 崇 (1979) 『イギリス宗教改革史』 (創文社)